

アンダーラインは追加

アンダーラインは検討中

地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動) の和歌山県中学校総合体育大会への参加条件に係る Q&A

令和5年9月

Q1 県外学校に通学している生徒は出場できるのか。

Q2 県外学校に通学している。所属する地域スポーツ団体の拠点が県内にある場合は、出場できるのか。

A 令和6年度に向けて検討中。近隣府県中体連と協議中。

Q3 県外在住で、県内学校に在籍している生徒は大会に出場できるのか。

A 所属学校の部活動として出場できる。(従来どおり)。

県内を活動拠点とする地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属している生徒は出場できる。

Q4 県内学校に在籍し、県外を活動拠点とする地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動) に所属している生徒は出場できるのか。

A 地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動) の一員としては出場できない。「地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の拠点は和歌山県内とする。」とあるため。ただし、所属学校の部活動として出場できる。 [別記2]2ア

大会への参加可否の考え方

所属1	所属2	和歌山県内大会	他府県大会
和歌山県内 学校所属	a 所属校部活動	○	×
	b 地域クラブ県内拠点	○	×
	c 地域クラブ他府県拠点	×	R5× R6未定
他府県 学校所属	d 所属校部活動	×	○
	e 地域クラブ県内拠点	R5× R6未定	×
	f 地域クラブ他府県拠点	×	○

「R6未定」については、近畿各府県中体連等と協議予定

Q5 所属する地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動) の構成員は、県内各地方中体連の管轄を越えた集団になっている。どの地方大会から出場すればよいのか判断できない。県大会に直接出場することは可能か。

A (1) 地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動) の活動拠点の住所に準じ、その地方大会から出場することとする。

(2) (1) 以外の出場方法については、専門部内で別途協議し、県中体連評議員・理事会で承認を得ること。(県総体出場枠に地域スポーツ団体枠を設定し、該当団体による選考会を実施する等。)

Q6 地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動） の和歌山県中学校体育連盟への認定要件は何か。

A 以下のいずれかに該当すること

20歳以上の指導者の元、継続的な活動を行っているかどうかを確認するための基準として、以下のいずれかを満たしていること。

- (1) 公益社団法人和歌山県体育協会加盟の競技団体に登録している団体であること。
- (2) 和歌山県スポーツ少年団本部に登録している団体であること。
- (3) 総合型地域スポーツクラブにおいては、該当競技種目における（公財）日本スポーツ協会公認の指導者資格を有する指導者が配置されていること。
- (4) 県内市町村や教育委員会、学校が主体となり、部活動の地域移行を目的に設置した地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動） であること。

Q7 部活動に所属し、かつ地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動） の一員として選手登録している場合の大会出場への制限はあるのか。

A 大会への参加条件「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。」[別記2]2ア

大会出場時の所属の決定については、各学校及び各地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動） に一任する。

競技団体への選手登録については、所属する地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動） 及び、各競技団体の規則に準じて行う。

Q8 [別記2]2アに・・・『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）を遵守している・・・とあるが、学校運動部活動と地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動） の両方に所属している生徒の活動をどう把握するか。両所属での活動時間を合算するとガイドラインにそぐわない生徒が出てくるのではないか。

A 複数団体での活動を合算した活動内容を把握することは難しい。各団体代表者（本人と保護者）の責任により活動することとする。

Q9 県総体開催基準要項の2性格に、「大会は中学校教育の一環として行うものである。」とあるため、地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動） から生徒が大会に参加することが、所属中学校の管理下との意味あいになるのではないか。つまり、事故発生時に日本スポーツ振興センター法が適用されることにならないか。

A ならないと考える。地域スポーツ団体で加入する傷害保険を適用する。[別記2]2イ